

別表5（第45条）

使 用 料 徴 収 基 準

1. 会館会議室使用料 (単位：円)

区 分	時 間	使用料額（消費税込み）
会 議 室	6：00～12：00	3,000円
	12：00～18：00	3,000円
	18：00～22：00	3,000円
	冷暖房費(空調使用料)	500円

※1. 会館会議室の使用が出来るのは、原則として商工会員事業所のみとする。

※2. 商工会関係団体については、団体として商工会に加入することにより使用料を徴収しない。

※3. 展示会、その他特殊な場合1日、20,000円以内（消費税込み）とする。1日とは、午前9時から午後5時までの8時間とする。

2. 電子コピー使用料

区 分	使 用 料 額（消費税込み）
白 黒コピー（B5・A4・B4・A3）	10円
カラーコピー（B5・A4・B4）	40円
カラーコピー（A3）	50円

3. ポップコーンマシン使用料（原則）

区 分	使 用 料 額（消費税込み）
会員の使用（1日）	2,000円
会員の紹介による団体等（1日）	3,000円

4. テント使用料（原則）

区 分	使 用 料 額（消費税込み）
会員の使用（1日）	1,000円

5. 貸出専用プロジェクター使用料（原則）

区 分	使 用 料 額（消費税込み）
会員の使用（1日）	2,000円

※OA機器使用料基準、第4条（使用制限）を適用せずに持ち出しも可とする。